

保険料の計算例(例2)

夫の年金収入は212万円であることから、公的年金控除(110万円)後の所得は102万円。さらに公的年金の場合、15万円の控除があることから、軽減判定の対象となる所得は87万円。
妻の年金収入は148万円であることから、公的年金控除(110万円)後の所得は38万円。さらに公的年金の場合、15万円の控除があることから、軽減判定の対象となる所得は23万円。
※公的年金等の収入金額が125万円を超える方が2人いるため、給与所得者等の数を2人として軽減判定を行う。

世帯主及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額は
計算式: 夫(世帯主)の所得(87万円) + 妻の所得(23万円) = 110万円
よって、

軽減割合	判定	軽減
7割軽減	$110\text{万円} > \text{基礎控除額}(43\text{万円}) + (2 - 1) \times 10\text{万円}$	×
5割軽減	$110\text{万円} \leq \text{基礎控除額}(43\text{万円}) + (2 - 1) \times 10\text{万円} + 29\text{万円} \times 2\text{人}$	○
2割軽減	$110\text{万円} \leq \text{基礎控除額}(43\text{万円}) + (2 - 1) \times 10\text{万円} + 53.5\text{万円} \times 2\text{人}$	○

となり、
均等割額の5割軽減となります。